

精神障害の労災認定基準に パワハラも該当

2020年6月から施行される「改正労働施策総合推進法
(通称:パワハラ防止法)」。

それに伴い、労災の精神障害認定の基準に「パワハラ」
も新設され、パワハラは労災認定に必要な「強い
心理的負荷」に該当するとしました。

障害の原因となる出来事に「上司等から身体的攻撃、精神的
攻撃等の「パワハラメント」が加わったことで、パワハラの労災認定が
受けやすくなる見通しだそうです。

精神障害の労災では、「業務による強い心理的負荷」が
認定要件の一つとなっていますが、専門家会議では
パワハラによる心理的負荷を最も強い水準とし、「治療を
要するような暴行人格や人間性を否定するような精神的
攻撃が執拗に繰り返された場合」等を
報告書案で例として列挙しました。

渦中の新型コロナで世間は落ち着かない
状況ではありますが、今回は労災における
パワハラ認定についてお知らせ致しました。
皆様も万全の対策を講じて、お体ご自愛下さい。



メールマガジン配信希望の方は下記のメールアドレスまでご連絡くださいませ。